

平成 21 年度公正取引委員会政策評価実施計画

平成 21 年 3 月 31 日
公正取引委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号)(以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画を以下のとおり定める。

なお、行政支出総点検会議において、政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取組を強化すべきとの指摘がなされたことから、当該指摘を踏まえた政策評価を行う。

1 計画期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

2 事後評価の対象

(1) 法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象

法第 7 条第 2 項第 1 号に規定される事後評価の対象は、以下のとおりとする。

なお、以下の施策等は、計画策定時点におけるものであり、施策等の実施状況その他状況の変化により、追加・変更があり得る。

ア 迅速かつ実効性のある法運用

企業結合の審査(平成 20 年度)(実績評価)

独占禁止法違反行為に対する措置(平成 20 年度)(実績評価)

イ ルールある競争社会の推進

不公正な取引方法の規制(総合評価)

下請法違反行為に対する措置(平成 20 年度)(実績評価)

消費者取引の適正化の推進(総合評価)

景品表示法違反行為に対する措置(平成 20 年度)(実績評価)

ウ 競争環境の積極的な創造

国際協力の推進(総合評価)

法令遵守意識の向上(総合評価)(成果重視事業)

(2) 法第 7 条第 2 項第 2 号に規定される事後評価の対象
法第 7 条第 2 項第 2 号に規定される事後評価の対象は該当がない。

(3) 法第 7 条第 2 項第 3 号に規定される事後評価の対象
法第 7 条第 2 項第 3 号に規定される事後評価の対象は該当がない。

3 事後評価の方法等

計画期間内において評価の対象としようとする施策等については、「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成 20 年 4 月 1 日施行)に基づき、以下の項目を明らかにし、計画的に事後評価を実施することとする(計画内容は別紙 1 及び 2 参照。)

- (1) 評価対象(具体的内容)
- (2) 目標(達成時期), 位置付け・目的
- (3) 評価実施時期
- (4) 政策効果の把握手法等, 評価項目

以上

施策：迅速かつ実効性のある法運用

	担当課	評価対象 (具体的内容)	目標(達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
1	企業結合課	<p>企業結合の審査(平成 20 年度)</p> <p>企業結合行為(株式所有, 合併, 事業譲受け等)について, 提出された報告や届出, 事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い, 競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また, 企業結合の透明性を高めるため, 主要な企業結合事例の公表等を行う。</p>	<p>企業結合に対して迅速(第 1 次審査については 30 日以内, 第 2 次審査については 90 日以内)かつ的確な審査を行い, 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 21 年 6 月	<p>届出・報告等の処理件数</p> <p>事前相談案件の処理に要した日数</p> <p>公表事例の件数, 内容等</p>
2	管理企画課	<p>独占禁止法違反行為に対する措置(平成 20 年度)</p> <p>独占禁止法に違反する疑いのある行為について所要の調査(立入検査, 事情聴取等)を行い, 違反行為が認められた場合には, 排除措置命令を行うほか, 警告等の必要な措置を講ずる。</p>	<p>独占禁止法に違反するカルテル, 入札談合, 不公正な取引方法等に対して厳正かつ迅速(小売業にかかる不当廉売事件について 2 か月を目途)に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を維持・促進する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 21 年 6 月	<p>法的措置を行った違反事件の内容</p> <p>審査事件の処理件数</p> <p>課徴金納付命令金額</p> <p>審査事件の処理期間</p> <p>申告件数及び課徴金減免申請件数</p>

施策：ルールある競争社会の推進

	担当課	評価対象 (具体的内容)	目標 (達成時期)	評価実施時期	政策効果の把握手法等
3	下請取引 調査室	<p>下請法違反行為に対する措置 (平成 20 年度)</p> <p>下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (立入調査, 招致調査等) を行い, 違反行為が認められた場合には, 必要な措置 (法的措置 (下請法第 7 条に基づく勧告) 又は警告) を講ずる。</p>	<p>下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延, 減額等に対して厳正かつ迅速 (処理期間 6 か月以内を目途) に対処し, これらを排除することにより, 下請取引の公正化を図るとともに, 下請事業者の利益を保護する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 21 年 6 月	<p>勧告等を行った違反事件の内容</p> <p>違反事件の処理件数</p> <p>違反事件の処理期間</p>
4	景品表示 監視室	<p>景品表示法違反行為に対する措置 (平成 20 年度)</p> <p>景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査 (立入検査, 事情聴取等) を行い, 違反事実が認められた場合等には, その排除のために必要な措置 (排除命令, 警告又は注意) を講ずる。</p>	<p>景品表示法に違反する不当景品, 不当表示に対して厳正かつ迅速 (半数以上の案件について, 6 か月を目途) に対処し, これらを排除することにより, 公正かつ自由な競争を確保し, もって一般消費者の利益を保護する。</p> <p>【各年度】</p>	平成 21 年 6 月	<p>排除命令等を行った違反事件の内容</p> <p>違反事件の処理件数</p> <p>違反事件の処理期間</p>

総合評価の対象となる施策一覧

施策：ルールある競争社会の推進

	担当課	評価対象	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
		(具体的内容)			
1	取引企画課	<p>不正な取引方法の規制</p> <p>- 知的財産の利用等に係る不正な取引方法の規制の取組 -</p> <p>知的財産の利用等に係る不正な取引方法の規制の実施等により、知的財産の利用等に係る取引の適正化を図る。</p>	<p>知的財産の利用等に係る不正な取引方法の規制への取組を通じて、知的財産の利用等に係る取引の適正化を図る。</p>	<p>平成 21 年度下半期</p>	<p>知的財産の利用等に係る不正な取引方法の規制の取組について、当該施策が知的財産の利用等に係る取引を適正化する上で有効であったか等について総合的に評価する。</p>
2	消費者取引課	<p>消費者取引の適正化の推進</p> <p>- 景品表示法の周知 -</p> <p>消費者の適正な商品選択に資すること等を目的として、以下のとおり、一般消費者に対し、景品表示法の説明を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般消費者を対象とした、「消費者向けセミナー『私たちの暮らしと景品表示法』」を開催する。 従来より派遣していた都道府県に加え、市町村が主催する消費者向け講演会に講師を派遣する。 <p>景品表示法の事業者向け講習会に対し、講師を派遣するとともに、委託</p>	<p>消費者セミナーの開催、講師派遣等を通じて、景品表示法及び公正競争規約等の内容について一般消費者に説明することにより、消費者が適正な情報に基づいて商品選択ができる環境整備を図る。</p> <p>講師派遣等を通じて、事業者に対し、景品表示法及び公正競争規約等の内容について説明を行うことで、景品表示法等違反の未然防止を図る。</p>	<p>平成 21 年 6 月</p>	<p>景品表示法の周知について、説明会開催実績、アンケート調査（説明会参加者、DVD視聴者）による検証を通じて、効果的な周知が行われているかを評価する。</p>

		<p>事業により「公正競争規約に関する研修会」を開催する。</p> <p>景品表示法の広報用DVDを作成し、これを地方自治体、消費者団体等に配布する。</p>			
--	--	---	--	--	--

施策：競争環境の積極的な創造

	担当課	評価対象 (具体的内容)	位置付け・目的	評価実施時期	評価項目
3	国際課	<p>国際協力の推進 - 国際競争ネットワーク（ICN）を通じた国際協力 -</p> <p>国際競争ネットワーク（ICN）は、各国・地域の競争当局をメンバーとした、競争法の手続面及び実態面での国際的収れんの促進を目的とした組織である。ICNでは、その発足以来、年次総会を開催してきているところ、平成 20 年 4 月、公正取引委員会が同総会を主催した。</p>	<p>ICN年次総会を日本で開催することにより、競争法及び競争政策分野における日本のイニシアティブを發揮し、競争法の国際的収れんについての議論への積極的な参加を通じ、国際的協力の枠組みへの積極的な貢献を行うことにより、国際協力の推進を図る。</p>	平成 21 年 6 月	<p>ICN年次総会参加者へのアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ICN年次総会における各作業部会と参加当局の業務との関連性 各作業部会の資料・プレゼンテーション・パネルディスカッションへの満足度
4	経済取引局総務課	<p>法令遵守意識の向上 - 企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上 -</p> <p>企業コンプライアンスの向上を支援するために、その実態・問題点を把握し、企業のコンプライアンス体制整備のための施策を推進する。</p> <p>「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催するとともに、地方公共団体向けの研修会等の開催及び発注機関が実施する調達担当者向けの研修会への講師の派遣を行う。</p>	<p>企業コンプライアンスの実態・問題点を把握し、企業のコンプライアンス体制整備のための施策を推進する。</p> <p>連絡会議、研修会等の開催、講師の派遣等により、発注機関における入札談合等関与行為の排除及び防止に対するコンプライアンス意識の向上を図る。</p> <p>【成果重視事業：平成 18 年度～ 20 年度】</p>	平成 21 年 6 月	<p>平成 18 年 1 月に実施した東証一部上場企業に対する調査のフォローアップ調査（平成 20 年度実施）の検証を通じて評価する。</p> <p>発注機関における法令遵守意識の向上等について、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」の開催状況、地方公共団体向けの研修会の開催状況、発注機関が実施する研修会への講師派遣状況、上記研修に対する発注機関職員の理解度等の検証</p>

					を通じて評価する。
--	--	--	--	--	-----------

平成 21 年度政策評価対象施策

【基本目標】一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達

【政策】公正かつ自由な競争の促進

施策 1 迅速かつ実効性のある法運用

1 - 1 企業結合の審査(平成 20 年度)【実績評価】

1 - 2 独占禁止法違反行為に対する措置(平成 20 年度)【実績評価】

施策 2 ルールある競争社会の推進

2 - 1 不公正な取引方法の規制【総合評価】

- 知的財産の利用等に係る不公正な取引方法の規制の取組 -

2 - 2 下請法違反行為に対する措置(平成 20 年度)【実績評価】

2 - 3 消費者取引の適正化の推進【総合評価】

- 景品表示法の周知 -

2 - 4 景品表示法違反行為に対する措置(平成 20 年度)【実績評価】

施策 3 競争環境の積極的な創造

3 - 1 国際協力の推進【総合評価】

- 国際競争ネットワーク(ICN)を通じた国際協力 -

3 - 2 法令遵守意識の向上【総合評価】【成果重視事業】

- 企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上 -

(注) 本計画策定時において平成 21 年度に政策評価の実施を予定しているものであるが、施策等の実施状況その他状況の変化により、変更があり得る。